

# 入札説明書

この入札説明書は、政府調達に関する協定（昭和 55 年条約第 14 号）、会計法（昭和 22 年法律第 35 号）、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）、本件調達に係る入札公告のほか、国有林野事業が発注する調達契約に関し、一般競争又は指名競争に参加しようとする者（以下「競争参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

## 1 入札及び開札

- (1) 競争参加者は、仕様書、図面、契約書案及び添付書類等を熟覧の上、入札しなければならない。当該仕様書等について疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (2) 電子調達システム（以下「システム」という。）により参加する場合は、システムを用いて入札書及び入札内訳書（以下「入札書等」という。）を提出すること。また、紙入札を行う場合は、入札書等を持参又は郵便（書留郵便に限る。）により提出すること。電話、電報、ファクシミリ、その他の方法による入札は認めない。
- (3) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとする。  
また、入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。
- (4) 入札書の提出場所は、入札公告等のとおり。
- (5) 入札書の受領期間及び受領最終日時は、入札公告等のとおり。
- (6) 代理人が入札する場合は、入札書等に競争参加者の氏名又は名称若しくは商号及び代理人であることの表示並びに当該代理人氏名の記名をしておかなければならない。
- (7) 紙による入札において、入札書等は、直接に提出する場合は封書に入れ密封し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「何月何日開札、（調達案件名）の入札書在中」と朱書し、郵便により提出する場合は二重封筒とし、入札書を中封筒に入れて密封の上、当該中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を朱書し、外封筒の封皮には「何月何日開札、（調達案件名）の入札書在中」と朱書しなければならない。
- (8) 競争参加者は、入札書等の記載事項を訂正することができない。
- (9) 競争参加者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- (10) 競争参加者は、入札書を提出するときは、入札公告等において求められた義務を履行するために必要とする関係書類を併せて提出しなければならない。
- (11) 契約担当官等は、競争参加者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、又はこれを取り止めることができる。
- (12) 競争参加者は、調達製品の本体価格のほか、輸送費、関税等納入場所渡しに要する一切の諸経費を含め入札金額を見積もるものとする。
- (13) 競争参加者は、請負代金又は物品代金の前金払いの有無、前金払いの割合又は金額、部分払いの有無、支払回数等を十分考慮して入札金額を見積もるものとする。
- (14) 入札公告等において、特定銘柄製品又はこれと同等のものと特定した場合において、競争参加者が同等のものを供給することとして申し出たときは、契約担当官等が競争参加者から資料等に基づき開札日の前日までに同等製品であると判断した場合にのみ当該者の入札書を落札決定の対象とする。

- (15) 入札公告等により競争参加資格確認申請書を提出した者が、競争に参加する者に必要な資格を有すると認められることを条件にあらかじめ入札書等を提出した場合において、当該者に係る資格審査が開札日時までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったときは、当該入札書は落札決定の対象としない。
- (16) 開札の日時及び開札の場所は、入札公告等のとおり。
- (17) 開札は、システムにより行うこととし、立会官を立ち合わせて行う。
- (18) 入札場には、競争参加者又はその代理人及びその関係者並びに入札執行事務に係るのある職員（以下「入札関係職員」という。）及び(17)の立会い職員以外の者は入場することができない。
- (19) 競争参加者及びその代理人は、開札時刻後においては、入札場に入場することができない。
- (20) 競争参加者及びその代理人は、入札場に入場しようとするときは入札関係職員に全省統一資格の有資格者に交付される「資格審査結果通知書」の写し及び身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示又は提出しなければならない。  
なお、「資格審査結果通知書」の写しを提出しないこと等により、資格が確認されない場合は、入札に参加できない場合がある。
- (21) 競争参加者、その代理人及びその関係者は、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札場を退場することができない。
- (22) 入札場において、次の各号のいずれかに該当する者は当該入札場から退去させる。
  - ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
  - イ 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るための連合をした者
- (23) 競争参加者及びその代理人は、本件調達に係る入札について他の競争参加者の代理人となることができない。
- (24) 開札をした場合において、競争参加者のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札をすることがある。システムにより参加する場合は、発注者から再入札通知書を送付するので、電子調達システム機器（パソコン）の前で待機すること。
- (25) 入札執行回数は原則２回までとするが、入札執行者の判断により追加の入札を行う場合でも３回を限度とする。
- (26) 競争参加者は、別紙「暴力団排除に関する誓約事項」について入札前に確認をしなければならない、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。

## 2 入札の辞退

- (1) 入札を辞退する者は、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。また、システムによる入札参加者が入札を辞退するときは、入札辞退届を同システムにおいて提出すること。
  - ア 入札執行前にあつては、入札辞退届を契約担当官等に持参、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。
  - イ 入札執行中にあつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札担当職員に直接提出して行う。
- (2) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札等に不利益な取扱いを受けるものではない。

## 3 入札の無効

- (1) 入札書で次の各号のいずれかに該当するものは、これを無効とする。
  - ア 入札公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書

- イ 入札金額、競争入札に付される事項の表示若しくは名称、競争参加者の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）又は代理人が入札する場合における代理人であることの表示若しくは当該代理人の氏名のない入札書
  - ウ 委任状を提出していない代理人の提出した入札書
  - エ 競争入札に付される事項の表示又は名称に重大な誤りのある入札書
  - オ 入札物件番号を付した場合にあっては、入札物件番号を確認できない入札書
  - カ 入札金額を訂正した入札書
  - キ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書
  - ク 競争参加者の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）の判然としない入札書
  - ケ 入札公告等において示した受領最終日時までに指定された場所へ到達しなかった入札書
  - コ 入札保証金（その納付に代え予決令第 78 条に基づき提供される担保を含む。以下同じ。）の納付が必要な場合において、入札保証金の納付がないか、又は納付金額に不足があるときの入札書。
  - サ 国を被保険者とする入札保証保険契約の締結により入札保証金が免除される場合において、当該入札保証保険証券の提出がないか、又は保険金額に不足があるときの入札書。
  - シ 入札保証金又は入札保証保険証券が定められた日時までに、指定された場所に到達しなかったときの入札書。
  - ス 別紙「暴力団排除に関する誓約事項」について虚偽又はこれに反する行為が認められた者の提出した入札書
  - セ 記載された入札金額と入札内訳書で計算した総価が相違している入札書。
  - ソ その他入札に関する条件に違反した入札書
- （2）開札前に入札者から錯誤等を理由として、自らのした入札を無効にしたい旨の申し出があっても受理しない。また、落札宣言後は、錯誤等を理由に入札無効の申し出があっても受理しない。

#### 4 落札者の決定

- （1）有効な入札書を提出した者であって、予決令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。
- （2）落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、システムの電子くじにより落札者を決定するものとする。
- （3）落札者が契約担当官等の定める期日までに契約書の取りかわしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。この場合、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されている場合は当該入札保証金又は入札保証保険証券は国庫に帰属するものとし、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されていない場合は落札金額（入札書に記載した金額の 100 分の 110 に相当する金額）の 100 分の 5 に相当する金額を違約金として徴収するものとする。

#### 5 契約書の作成

- （1）契約の相手方が決定したときは、契約の相手方として決定した日から遅滞なく（契約担当官等が定める期日までとする（7 日を目安として定める）。なお、契約の相手方が遠隔地にある等特別の事情があるときは、その事情に応じて期間を考慮するものとする。）別紙様式による契約書の取りかわしをするものとする。
- （2）契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に押印し、その後、契約担当官等が当該契約書の案の送付を受けてこれに押印するものとする。

- (3) (2) の場合において契約担当官等が記名して押印したときは、当該契約書の 1 通を契約の相手方に送付するものとする。
- (4) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限るものとする。
- (5) 契約担当官等が契約の相手方とともに契約書の案に押印しなければ本契約は確定しないものとする。
- (6) この契約によって生じる代金の受領については、書面による承認を得た場合を除き、第 3 者に受領の委任をすることができない。

## 6 入札者に求められる義務

競争参加者は、入札公告等において求められた経済上及び技術上の要件について開札日の前日までに競争参加者の負担において完全な説明をしなければならない。

## 7 その他必要な事項

- (1) 契約担当官等の官職及び氏名は、入札公告等のおりとする。
- (2) 競争参加者及び契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべてその者が負担するものとする。
- (3) 本件調達に関しての照会先は、入札公告等にした入札書の提出場所、契約条項等を示す場所と同じとする。
- (4) システムに障害等のやむを得ない事情が生じた場合には、紙入札方式に変更する場合がある。
- (5) システムによる手続開始後の紙入札方式への途中変更は、原則として認めないが、入札参加者側にやむを得ない事情が生じた場合で、その旨を記載した書類を提出し、発注者の承諾を得て紙入札方式に変更することはできるものとする。
- (6) 競争参加者は『責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン』（令和 4 年 9 月 13 日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。
- (7) 不明な点は、入札前に問い合わせること。